11

さらに、本府教育庁における人事は、企業等の画一的な人事管理と異なり、かなりの部分において独自のものとなっているため、きめ細やかな配慮が要求され、給与電算等、他システムとの連携においても豊かな構想力・応答力が必要とされる。

そのため、これらの能力を十分に備えていない業者を含む不特定多数の業者の中から価格のみによって落札者を 決定する一般競争入札は、本業務の契約方式には適さない。また、指名競争入札においても、前述の構想力・応用 力の判断が困難である。

従って、本業務の契約方式としては、各業者の総合力や構想力・応用力を比較評価し、その結果に基づいて委託 先を決定することができるプロポーザル方式を採用することが適当である。

#### (応募の要請)

十分な営業実績を持ち、契約の履行後の保守、点検、修理等のアフターサービスを速やかに提供できると認められる業者から、企画提案の提出を求め、企画提案書評価基準に基づいて、教職員人事電算関連業務に係る業者選考委員会において検討し、決定する。

企画提案書及び見積書の提出依頼業者としては、今回の業者選定と近い時期にほぼ同等の基準で資格審査を行った「京都府教職員人事データベースシステム構築業務委託」に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載の4社とする。

(企画提案書の採点者の構成メンバーについて)

提出依頼業者4社のうち、提案に応じたのは3社であった。

企画提案書の採点表は、【図表3.4.3-1】の通りである。評価及び業者決定は、教職員人事電算関連業務に係る業者選考委員会において行われたが、この委員会の構成メンバーは教育庁内部の管理部教職員課の部長、課長、係長3名の内部者であり、府庁内の情報政策関係部署や外部有識者などの部外者の意見を聞く体制は採られていない。

得点最高点の(株)ジェーワンシステム(以下「A社」という。)に決定されたが、得点最下位の C 社は資本金100 億円を超える実績豊富な有力企業であり、採用された A 社は主要人員12名の資本金 1 千万円の東京に本拠をもつ会社である。このような評価差がはたして普通に生じるのか疑問であるが、教育委員会の説明では、当時 A社は採用していたデータベースソフト「オラクル」に精通した SE が多く在籍していたことが、評価点に大差がでた理由と考えているとのことであった。

いずれにせよ、部内者のみによる採点では、偏った評価に陥りやすく、採点評価の有効性を確保するためには、 必ず部外者も評価委員の構成メンバーに加えるべきである。

【図表3.4.3-1】企画提案書の採点表

	評価項目	配点	A	В	С	
実施体制等			10	8	4	2
提案者の認識	人事電算シ	ステムの考え方	5	5	3	1
	現時点にお	現時点における課題の把握			4	2
実施方策	全体構成	システム構成	15	15	9	6
		構築内容	15	12	6	3
	保守管理	セキュリティ	15	15	9	6
		システムメンテナンス	15	12	12	6
プロジェクトの	プロジェクト追	<b>運営及び品質確保</b>	5	4	4	2
推進方策	作業スケジュ	- <i>1</i> V	5	4	4	1
	作業体制	作業体制		5	3	2
経費見積		5	3	0	0	
合計				87	58	31

(単位:千円)

奴弗日辞众妬	A	В	С
経費見積金額	25,200	157,500	61,382

- (2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか予定価格の積算根拠が不適切である。
  - ① 予定価格積算のための参考見積の入手先について

予定価格積算のために工数、単価の参考見積が採られているが、入手先が企画提案提出依頼業者 4 社のうちのある単独 1 社 (A 社) となっている。そして、工数はそのまま採用され、単価は0.8 掛けされて予定価格が積算されていて、この予定価格をクリアしたのは参考見積を提出した採用業者 A 社だけである。【図表3.4.3-1】に示すように、各社の経費見積額には大きなひらきがあり、このような参考見積の入手方法では、選定の公正性の観点からも問題がある。

企画提案方式による予定価格積算のための参考見積は、提案書提出業者以外の者から複数社において入手すべきである。

#### ② 予定価格の積算基礎の誤りの看過

今回の企画提案は、システムの開発業務に限って行われたものである。機器リースは別途に機器賃貸借契約(5年間総額15,555千円)が締結されている。しかし、以下の【図表3.4.3-2】ように予定価格の積算基礎の中には、機器リース代が含まれており、この合計金額25,715千円がシステム開発の予定価格とされている。

# 【図表3.4.3-2】システム開発の予定価格積算基礎と契約額

(単位:千円)

項目	予定価格積算基礎	契約額
システム開発	22,680	
機器リース	3,035	
合計	25,715	25,200

なぜ、このような積算表が作成されたのかについて教職員課に問うと、「指摘のとおり、当該年度はシステム開発の予算のみであり、システム開発だけで予定価格を25,715千円とすべきところを、教員から異動後間もない担当者が、機器リース代を含めて積算してしまった。当システム開発の予算額は、25,715千円しかなく、予定価格は予算額を超えて設定できないため(参考見積ではシステム開発費は28,350千円、年額機器リース代3,642千円であった。)、数字を予算額である25,715千円に合わす必要があったのであるが、当システムの予算要求時の資料をみて、勘違いして機器リース代を含めて調整してしまったものです。したがって、システム開発の予定価格は25,715千円であり、積算基礎の作成に誤りがありました。」とのことであった。

この積算基礎によればシステム開発の予定価格は22,680千円ということになり、これではA社も、企画提案書の経費見積額25,200千円の時点で採用不可である。このような、当該年度に発生しない経費を含めた積算基礎資料が看過されたことは、組織上のチェック体制の重大な問題である。

(3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか

(1)及び(2)で指摘した事項に加え、これと関係する機器調達の業者選定手続には重大な手続上の問題がある。 平成16年5月より、当システムのサーバ及び端末等についての機器賃貸借契約(5年間総額15,555千円)が締結されているが、この契約方法には大いに疑問が残る。

この契約は、随意契約により行われた。随意契約の理由は、「賃貸借契約に係る入札参加資格者名簿が存在しないため」とあり、そして、業者の選定は、「官公庁又は教育機関と賃貸借契約の締結実績がある」リース会社4社による見積合わせにより行われた。

ここで注目すべきことは、4 社中 3 社の見積書には、「税抜物件価格14,380千円」との記載があること、ある 1 社については「売主  $\Lambda$  社」と指定されていたこと、またある別の 1 社については、「保守契約については別途売主とお打合せ願います」と記載されていたことである。つまり、調達機器は参考見積を提出した  $\Lambda$  社が14,380千円で販売することが決まっていて、この契約による業者選定は、その後のリース料率だけを競争させるためにリース会社 4 社より見積合わせを行ったものと思われる。契約案件の仕様等については、別紙機器一覧によるとされ、 $\Lambda$  社が作成した金額記載のある機器一覧が示されている。予定価格の算定基礎も、機器代金14,380千円は確定済みとしてリース料率の積算基礎のみが示されている。

当件について教職員課より、「リース業者を選定すれば機器調達先はリース業者が選定するのであるから機器販売の業者選定は不要である。また、システム開発業者が作成したシステム運用に必要な機器一覧をリース業者に提示し、システム開発業者名も伝えている。こうした経過から、リース会社はA社から機器を調達したものと推察される。」とのことである。仮にそうだとしても、教職員課は各社からの見積書に記載された内容を見て、A社からの機器調達が前提になった見積書であることを気付くべきであったと考える。

先の(2)で検討したように A 社はシステム開発のみの選定業者であって、機器調達の業者としての選定は行われていないのに、A 社がいつの間にかリース会社への売主になっていたと思われ、実質的に価格競争が行われていないことに気づくべきであろう。

そもそも、今回調達される機器が汎用機器であることからすれば、この契約方式は、一般競争入札によるべきで あったと考える。

### (4) その他検討した事項

(3)で検討した当初の機器賃貸借契約(平成16年5月~平成21年4月)においては、機器保守の条項がない。このため、機器賃貸借契約に遅れること約一年後、平成17年4月~平成21年4月の期間において、別途月額21万円の機器保守業務の契約がA社と締結された。

教職員課は、これについて、「機器の保守契約が行われていないことが後日判明したため」とするが、機器調達の際には、機器の安定的稼働のために機器保守契約を行うことは常識であろう。そもそも、機器保守条項が無いということを当初の契約段階において見過ごしたということは、教職員課は、機器調達における本来あるべき契約手続を理解していなかったといえるのである。

教職員課には、上述の(1)~(3)も踏まえて今一度、システム関係における契約手続の一からの研鑽を求める。今後、このようなことが二度と行われないよう肝に命じていただきたい。

なお、上記の別途締結されている機器保守業務契約は、本来、賃貸借の契約に含めて一般競争入札により行われるべきものである。

## (5) 指摘事項及び意見

- ①契約方式として企画提案公募方式を採用する場合は、企画評価において、府庁内の情報政策関係部署や外部有識者などの部外者の意見を聞く体制を採用すべきである。
- ②企画提案方式による予定価格積算のための参考見積は、提案書提出業者以外の者から複数社において入手すべきである。
- ③システム開発時の予定価格の積算基礎に誤りがある。このような、当該年度に発生しない経費を含めた積算基礎資料が看過されたことは、組織上のチェック体制の重大な問題である。
- ④平成16年度に行われた当初の機器調達における機器賃貸借契約において、結果的に、システム開発業者である A 社が機器調達業者となっていると思われる。今回の調達機器が汎用機器であることからすれば、これに係る契約 方式は一般競争入札によるべきであり、契約方式が不適切である。
- ⑤当初の機器賃貸借契約において別途締結されている機器保守業務契約は、本来、機器賃貸借の契約に含めて一 般競争入札により行われるべきものである。
  - ⑥教職員課には、上記①~⑤を踏まえて、システム関係における契約手続の一からの研鑽を求める。

### 3.4.4 運用の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

システムの運用業務については、システムの開発業者であるA社と単独随意契約による委託契約が締結されており、システム運用開始(平成16年8月)から現在に至るまで、1年契約で毎年更新されている。

(随意契約の根拠と理由)

当該システムは、独自に開発されたものであり、プログラムやデータの仕様を細部にわたり熟知している開発業者以外、日常の適切な運用と障害時における的確かつ迅速な対応等の業務を遂行できず、その性質又は目的が競争入札に適しない。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

平成16年度(途中月割)から平成24年度に至る9年間において、委託金額は毎期同額の4,363千円である。作業内容、作業工数(120日)、人員単価(1日35千円)のすべてが同一の見積内容となっている。9年間の長期間において何らの変更も無いということについて、教職員課は、「毎期同程度の作業は必ず必要」と主張するが、実際の作業工数などの検討は行われていない。毎期、作業内容・工数及び人員単価の実態把握を行ない、委託金額の適切な積算根拠を検討する必要がある。

- (3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか以下の(4)で検討する。
- (4) その他検討した事項
  - ① 保守管理業務の再委託について

5年後の更新時(平成21年度)における一般競争入札によって締結された機器賃借等に係る契約書においては、賃借物件の保守について「機器賃借等に係る業務仕様書」に基づき実施するとある。この仕様書の「保守契約・サポート体制」の記述の中に保守サポートとしてケイアイエスユー(株)(以下「X社」という。)の記載があり、現実に教職員課は、機器等に不具合等が生じたときは、この X社にその対応を依頼している。

しかし、京都府とX社の間に保守等の契約はない。X社の代表者はA社の元社員であり、営業所在地もA社の京都支店と同所にあり、A社の京都支店には常駐者がいないため、A社は日常の機器の突発的な不具合等には迅速な対応はとれず、このような場合にX社が対応している。A社はX社へ運用業務の一部を再委託している。

元々、当初の機器賃貸借契約(平成16年度)では、機器のハード保守は、実際に機器調達を行った A 社が担当しており、その延長として平成21年度の機器更新以降、X 社は、従来 A 社が行っていた細かなハード保守の一部を行っている。

教職員課に対し、保守サポート X 社の保守業務における契約関係、業務内容について質問すると、「落札業者はリース会社であるため、入札時に X 社を保守契約のサポート体制として書類提出している。これをもって、落札業者と X 社の再委託を承諾した。」と回答するが、この書類は A 社の企画提案書のサポート体制の記載フォームに修正を加えたものであり、A 社の意図によって作成されたものであると思われる。落札した契約業者は、ハードウェア保守、調達ソフトウェア保守を行うことが業務仕様書の保守管理仕様に明記されており、A 社はシステム運用者として仕様書に記載があるが、X 社の保守サポートのことなどは何処にも記載はない。大手契約業者が見ず知らずの X 社に自己の保守業務の一部でも再委託することなど考えられない。教職員課は、この様な A 社と X 社の再委託の関係すら理解せずに今日に至っている。

いずれにせよ、システムの運用・保守において、従来より A社で行われていた業務の一部が X社へ再委託がされている。再委託に当たっては、京都府への申請及び承諾が必要であり、何らの申請もなく、再委託理由及び業務分担なども不明確なまま業務が行われていることは重大な問題である。

# ② A社及びX社との取引について

前述の通り、教育委員会は教職員人事電算管理システムを平成16年にA社と契約し導入したが、監査人がA 社及びX社の取引を調べるうちに、京都府との契約代表者であるA社の元京都支店長(以下「甲」という。)は 平成17年10月にA社を退職しているのだが、その後、平成18年に京都府京田辺市のパソコン教育ネットワーク事 業に絡む汚職事件(贈賄罪)を起こしていることがわかった。事件当時は京都市中京区の情報処理サービス会社 である(㈱スマートフィルド(以下「Y社」という:平成20年4月30日解散の決議、平成20年11月5日精算結了。) の社長を務めていた。教育委員会は新聞報道で事件を知ったが、A社を退職した元社員が起こした不祥事として、 何らの調査や検討をすることなく現在に至っている。

Y社の登記簿を入手したところ、現在の保守サポート会社である X 社の代表取締役(以下「乙」という。)が、事件当時の Y 社の取締役を務めており、事件後、甲に継ぐ代表取締役に就任していた。また、登記簿に記載されている会社の「目的」は Y 社と X 社は一字一句全く同じ内容になっており、かつ、Y 社の登記簿における本店の住所は X 社の所在地(A 社京都支店の住所)と同じであることがわかった。事件後、甲が Y 社代表取締役を退任し、乙が同社の代表取締役に就任したのが平成18年10月22日であり、一方、X 社の会社設立が平成18年11月7日である。 X 社は Y 社が行っていた業務を引継ぐために設立された会社であろうと考えた。

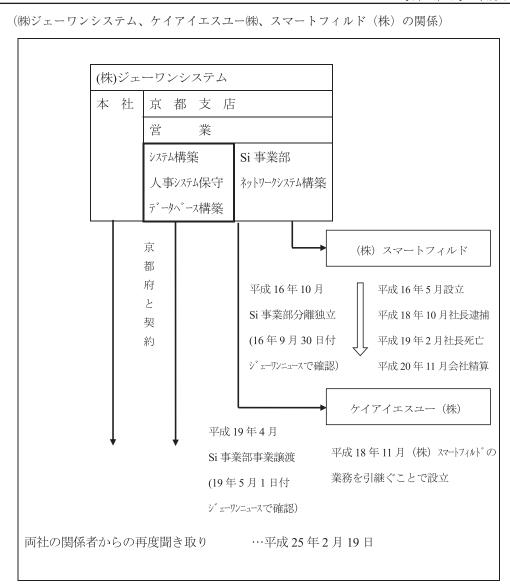
なお、監査人が教職員人事電算管理システムのヒアリングのため、乙と面談した時に渡された名刺は「株式会社ジェイワンシステム プロジェクト開発推進部 Si アドバイザー (住所表示はA社の京都支店となっている)」であった。乙はA社と正式な雇用関係がある従業員ではないと思われるため、ある意味では実態を仮装したものと考える。

これらの事実を教育委員会に指摘したところ、教職員課は今回の監査により指摘されるまでこれらの事実を全く認識していなかったとのことであった。

# (5) 教育委員会からの追加・補足説明事項

## ① 全般的説明

今回の監査において指摘した主な事項につき教育委員会が総括した結果の報告を受けたので、その報告書を参考に記載する。なお、添付資料の記載は省略している。



### (教育委員会の報告書)

- 1 (株) ジェーワンシステムについて (資料 1)
- (1) (株) ジェーワンシステム設立の経過

## 【前身会社】(株)ジェプロ社(富士通関連会社)

- ・府立商業高校(情報処理科設置)の実習プログラム、 校務システムの開発の際の富士通の開発部隊が学校に 常駐。富士通関連会社のジェプロからSEが派遣
- ・ジェプロ開発のメールソフトを府立高校共通のソフト として導入
- ・ジェプロ製のサーバ(BoxQun)(注)を各高校に導入 ※高校のネットワーク構築に関してジェプロ製品を導 入してきた経過があり、ジェプロ社はいち早く東大等 のLANを構築するなど、学校関係者からの信頼が厚く、 ネットワーク黎明期において草分け的ベンダとしては 評価が高かった企業
- ・文部科学省の100校プロジェクトに参画 文部科学省Eスクエアプロジェクト(注)でBoxQunが高い評価 | ※注 全国の学校がインターネット利
- ・平成11年 (株) ジェプロ: 社長の引退に伴い事業譲 渡
- ・ジェプロ製のサーバ(BoxQun)(注)を各高校に導入

# 【平成 11 年 12 月】 (株) ジェーワンシステム設立

- ・ジェプロの後継会社として設立
- ・ジェプロが開発した学校用プロキシサーバのメンテナ ンスを引き継ぐ
- ・主に東日本を中心に展開(注)

※注 サーバ(BoxQun)について 学校がインターネット教育を実 施するために必要となる機能 (web サーバ、FW、プロキシサ ーバ、メールサーバ、ファイル サーバ)をすべて搭載したオー ルインサーバで、情報技術に精 通した職員がいなくても利用で き、IT 教育を先導する機種とし て、全府立高校及び多くの市町 村立小中学校で使われていた。

用教育を実践するための文部科 学省の支援プロジェクト

Eスクエアプロジェクト

ジェーワンの主な取引先

※注 東京電力、NTT ドコモ、京都府

(2) 教職員人事電算システム構築時及びその後

① 平成15年度(システム構築時)

京都支店社員9名 (資料2)

京都支店はSi事業部教育関連を担当

② 平成17年10月

京都支店長の異動について文書にて府へ報告(資料3)

③ 平成18年10月

京田辺市教育委員会での贈収賄事件発覚 (資料4)

④ 平成19年度

·Si事業部をケイアイエスユー(株) に事業譲渡

・従来からの契約については、ケイアイエスユー(株)が 関西地区の文教関係をフォロー

- ・京都支店からジェーワンシステムの常駐社員が撤退
- ・システム保守については東京からSEを派遣

⑤ 報酬の支払い

京都府の分としてではなく、全体のコンサル料として両 社間で、(株)ジェーワンシステムからケイアイエスユー( 株) に報酬を支払うことで契約

問題点① 京田辺市教育委員会での事 件発覚後の対応が不十分

問題点② 会社の体制の変化時に(株) ジェーワンシステムからの 報告がない。

- 2 システム等導入の経過
  - ■14年度

15年度予算要求

人事電算システム開発及びデータベース構築費 (15年度予算額 38,000千円)

■15.6 データベース構築業務一般競争入札実施

業 者 名	入札	額
(株) ジェーワンシステム	11,700=	千円

問題点③ システム開発のみの実施に も関わらず予算積算基礎に

西日本電信電話(株)	17,300千円
(株) ケーケーシー情報システム	18,000千円

落札金額 12,285千円

■15.8 システム構築業務実施伺

予算額 当初予算 38,000 千円

データベース構築経費 12,285千円

差引予算額 25,715 千円

■ 15.11 業者選考委員会実施

【選考委員】管理部長、教職員課長、庶務係長、人事係

長、給与企画係長

業者名	点数	見積額
ジェーワン	87	25,200千円
ケーケーシー	58	157,500千円
大塚商会	31	61,823千円

### ■16.4 機器賃貸借契約の実施

4社見積合わせによる随意契約(三井リース(株))

月額 259,245円

## ■16.4 機器保守契約の実施

システム開発業者による随意契約(ジェーワンシステム)

月額 261,975円

**■**17.4.1**~**21.4.30

機器賃貸借契約 月額 259,245円(三井リース)

機器保守業務契約 月額 210,220円(ジューワンシステム)

■17年度~24年度

システム運用経費 8年間同額 4,363千円

(シ゛ェーワンシステム)

■21.5 機器更新に伴う機器賃貸借契約入札の実施

(富士通リース(株))

機器リース代を算入

(資料5)

問題点④ システム開発の参考見積の

入手先が1社のみ(資料5)

問題点⑤ 選考委員会に外部の者がい

ない (資料6)

問題点⑥ 得点の開きが大きい。

予算額を下回り、予定価格範

囲内の業者は1社のみ

(資料7)

問題点⑦ ・機器賃貸借契約の実施に当

たり一般競争入札でなく随

意契約を実施

・導入業務や機器保守の契約

条項がない。 (資料8)

問題点⑧ ・機器賃貸借契約時に提出の

見積書に物件価格が記載

・売主としてジェーワンシス

テムの社名が記載

・調達業者の選定の経過がな

い。 (資料9)

問題点⑨ システム運用経費が8年間に

導入経	費 2,047,500円			渡り同額	(資料10)
賃借料	15,598,800円	月額	259,980円		
(機器保气	子含む)				

# 3 ジェーワンシステムの問題点について

問題点の整理	説明
■ 問題点① (資料4)	・新聞報道で事件を知ったが、事件が発覚した
京田辺市教育委員会での贈収賄事件が発覚後	のが平成18年10月2日、贈収賄期間が平成17
の対応が不十分	年11月~18年9月であり、贈賄側については
	平成17年10月にジェーワンを退社しており、
	ジェーワンを退社後の独立した元社員が起
	した不祥事と捉えていた。
■ 問題点②	・社長から事情を聴取(25.2.12)
会社体制の変化時に(株) ジェーワンシステム	「京都支店に常駐する社員がいなくなり体
から報告がなかった。	に変更があったことについて、京都府へ報
	すべきものとの認識はなかった。」
	・教職員課としての認識
	京都支店名で請求及び業務完了報告があっ
	たこと、京都支店に電話をかけた際に連絡
	とれていたことから、SEは、東京から来て
	   るが、営業等の事務を担当する社員は京都
	店に常駐しているものと考えていた。

# 4 当初の契約の問題点について

問題点の整理	説明
■ 問題点③(資料5)	・当該年度はシステム開発に係る業務のみで
システム開発のみの実施にも関わらず予算積	器リースに伴う経費は発生しないし、予算
算基礎に機器リース代を算入	上もされていないが、事業を承認してもら
	ため、予算要求資料ではリース代を含む全体
	経費を財政当局に説明していた。予算要求資
	料を見て、機器リース代を含めて予定価格を
	<b>積算したのは、担当者の勘違いである。な</b> な
	、担当者は、教員から異動してきたばかりて
	契約事務に不慣れであったにも関わらず、礼
	佐すべき副担当の職員が新たな教職員評価制
	度を導入するため多忙の状況にあり、チェ
	クができていなかった。組織として問題がる
	ったと考えている。
■ 問題点④(資料5)	・参考見積については、複数社から採るのが
■ 印超点受(資付3) システム開発時の参考見積書の入手先が1社	ましかったと考えている。
プハテ M	3 UN-712C47. (x '3)
■ 問題点⑤(資料6)	・教職員課関係職員のみでの選考委員会であ
選考委員会に外部の者がいない。	、審査の透明性の確保から外部からの委員
	採用すべきであった。
■ 問題点⑥(資料7)	・構築済の人事データベースを活用すること;
得点の開きが大きい。	前提であり、その意図を良く理解した企画
	案であった。また、利用するデータベース

フトウェアは、汎用性を考慮してオラクルを 想定していた。しかしながら、導入当時は、 データベースソフト(オラクル)を活用したシ ステム設計に精通したSEが業界内でも不足 している実態があった。そのような環境下で も、ジェーワンシステムはオラクルに精通し たSEを配していたことも評価した点である。 経費面でも他社は予定価格を上回っており、 本来失格として評価すべきではなかったが、 予定価格を上回っていることを考慮した評価 をすべきと思い込んでしまっていた。 ■ 問題点⑦(資料8) ・本来は、導入業務や機器保守も含め一般競争 ・機器賃貸借契約の実施に当たり一般競争入札 入札すべきであった。 ただ、当時はシステムの動作保障を優先し、 ではなく、随意契約を実施。 ・導入業務や機器保守契約条項がない。 システム開発の受託業者が指示する構成で機 器を調達することが多く行われていたため、 担当者に、導入業務や機器保守契約を含め一 般競争入札すべきという知識がなく、他の職 員もチェックを怠っていた。 また、機器保守については、当時、システ ムの動作を保障する必要があることから、シ ステム開発を行ったジェーワンシステムと契 約を行っていた。 ■ 問題点®(資料9) ・システム開発業者から、システム運用に必要 ・機器賃貸借契約時に提出の見積書に物件価格 な機器一覧を作成してもらい、見積依頼業者 が記載 に提示している。その際、システム開発業者

・売主としてジェーワンシステムの社名が記載

・調達業者の選定の経過がない。

名については伝えている。

必要な機器については指定をしたが、機器 調達先の指定はしていない。

5 システム運用保守契約の問題点について

問題点の整理	説	明
問題点の整理 ■ 問題点⑨(資料10) システム運用経費が8年間に渡り同額	・毎年、担当者が、人事令日にかけて深夜までてもらっており、シス経費であると考えてい告書により適切に業務長期にわたり経費の見毎年又は5年等の契約	選動作業期終盤から発 相当な作業量をこなし テムの稼働には必要な た。作業実態と業務報 が行われていると考え、

② 贈賄事件を起こした関係会社についての説明

(教育委員会の報告書)

# (1) 事実の経過

① (株)ジェーワンシステム京都支店長交代 平成 17年 10月

② (株)スマートフィルド 社長 贈賄事件で逮捕 平成 18 年 10 月 贈賄期間 平成 17 年 11 月~平成 18 年 9 月

③ ケイアイエスユー(株)設立

平成 18 年 11 月

社長

平成17年7月 (株) スマートフィルド 取締役就任

平成 18 年 10 月 // 代表取締役就任

# (2) (株) ジェーワンシステムについて

- ① 元役員が退社後に起こした事件で立件されたことは、契約解除の事由に該当するか。
- → 当該契約上で、解除要件に該当した場合は契約解除になるが、この事件 は、京田辺市教育委員会との契約の中で生じたものであり、府の契約解除 の事由には該当しない。
- ② 元役員が退社後に起こした事件で立件されたことは、指名停止の事由に該当するか。
  - → 退社後であるため、(株) ジェーワンシステムを指名停止とする事由に は当たらない。

# (3) ケイアイエスユー(株) について

事件を起こした会社に役員として関わっていたことをもって、現在経営している会社を指名停止する必要はあるか。

→ 事件を起こした会社を引き継いでいるが、ケイアイエスユーという別の 会社であるので指名停止する必要はない。 工事等の契約に係る指名停止等の措置要領より抜粋

- 1 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑に当該認定をした日からより逮捕、書類送検又は起訴されたとき。
- (1) 府の職員に対する贈賄 36 箇月
- (2) 府内の他の公共機関の職員に対する贈賄 18 箇月
- (3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄 12 箇月

「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者(いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対しこれらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)又はその使用人をいう。

# 3 京田辺市教育委員会の事件について

## 概要は

- ① 京田辺市職員が業者に便宜を図り、便宜の見返りとして遊興費や賄賂を要求
- ② 賄賂の要求型という悪質なもの
- ③ 共犯者である社長は心労のためダウン(後日死亡)

概要から、職員からの要求により社長が賄賂を渡したものであり、社長は事件発覚 後心労のため死亡していることが判明

その他、当該職員は遊興費欲しさに、京田辺市のパソコンを窃取の上、転売して金を取得するなど悪質であった。

原因の一つとして、他の職員がコンピュータについての知識がないことから、当該職員が長年にわたりコンピュータに関する事務を担当したことにあると考えられる。

# 4 教育委員会としての考え

京都府の契約におけるルール上は、問題がないことを確認した。

当該社長は、京田辺市職員からの要求に応え贈賄を行ったが、事件発覚後、心労のため死亡した。そのため、現ケイアイエスユー(株)社長が、(株)スマートフィルドを精算するため代表取締役に就任し、業務を引き継ぐためケイアイエスユー(株)を設立した。

事件は、当該の社長が個人として起こしたものであり、前任の(株)ジェーワンシステムや事業を引き継いだケイアイエスユー(株)についても、当時、捜査機関が調査していたと推測されるが、特に名前があがることもなかった。

こうした経過から見れば、ケイアイエスユー (株) に保守管理を再委託していたことにより、ジェーワンシステムとの契約を解除する必要はなかったものと考える。

今回の調査の中で、京都支店が実質的にない(常駐する社員がいない)ことが分かったので、今後の契約については検討していく必要がある。

## (6) 指摘事項及び意見

- ①9年間の長期にわたり、委託金額が毎期同額であり、作業内容、作業工数(120日)、人員単価(1日35千円)のすべてが同一の見積内容となっている。毎期、適切な積算根拠を検討する必要がある。
- ②システム運用業務を担当するA社から、保守サポートと称してX社へ保守業務の再委託が行われている。再委託に当たっては、京都府への申請及び承諾が必要であり、何らの申請もなく、再委託理由及び業務分担なども不明確なまま業務が行われていることは重大な問題である。
- ③ X 社のように、その実態を把握していない会社が京都府庁に出入りしていることは、取引先の管理体制として重要な問題があると考える。②に記載した通り、京都府への申請に基づき、会社の概要等を十分に確認したうえで承諾する体制を整える必要がある。
- ④京田辺市教育委員会での事件発覚後の対応が不十分であったと考えられ、当時に何らかの調査や検討が必要であったと思われる。また、京都府の契約におけるルール上は問題がないにしても、A社X社との取引について、上記の指摘の通り諸々の問題もあり全体を総括する必要がある。

- 3.5 新税務電算トータルシステム開発業務、運用業務
- 3.5.1 契約の概要(【図表3.5.1】)

【図表3.5.1】新税務電算トータルシステムの契約概要

システム名	新税務電算トータルシステム							
所管部署	総務部/税務課							
運用開始	平成20年1月							
監査対象契約	①新税務電算トータルシステム開発に係る基本設計業務 平成17年2月契約							
	②新税務電	電算トータルシステム開	発業務		平成17年11月	F11月契約以降		
	③新税務電	電算トータルシステム運	用業務		平成19年12月	契約以降		
入札契約方式	①基本	企画提案公募	方式					
	②開発	企画提案公募	方式(運用業務	务のトータルコ	ストを考慮す	る)		
	③運用	随意契約						
経費						(単位:千円)		
	年度	開発	運用 -	機器	賃借	合計		
				端末	サーバ			
	H17年	14,910				14,910		
	1117	162,792				162,792		
	H18年	246,998				246,998		
	1110	13,230				13,230		
	H19年	271,658	31,221	12,582	380,445	695,906		
	H20年		122,787			122,787		
	H21年		122,787	7,560	13,463	143,810		
	H22年		122,787		368	123,155		
	H23年		122,787			122,787		
	H24年		122,787			122,787		
	合計	709,588	645,156	20,142	394,276	1,769,162		

# 3.5.2 システムの概要

- (1) 目的
  - ①ホストコンピュータを廃止することによるトータルコストの削減
  - ·Web 方式の採用による低コストの実現
  - ②データ連携による二重入力削減
  - ・市町村連携 (不動産評価データ)
  - ・国税連携(法人税等データ)
  - ・庁内連携 (財務システム・文書事務支援システムとの連携)
  - ③課税・徴収力の向上に向けた業務改革に繋がるシステム効率化
  - ④徴収率向上に向けた滞納整理支援強化
  - ②税者利便性向上

(平成22年4月より徴収業務は「京都地方税機構」の業務となっている。)

- (2) 全体としての機能
  - ①納税義務者を宛名管理で一元管理することにより、同一人が複数の課税を持つ場合の取り扱いを容易にする (還付金の充当対象の把握、納税義務者単位の納税折衝が可能としている。)。
  - ②全税目統一的な収入消込作業、還付作業、納税整理を行う。
  - ③決算時に全税目収入状況を取り込んだ府税精算書を作成する。
  - ③各課税システムは、統一的な調定決議の手順により課税の調定を行う。
  - ④各課税システムでは、課税計算、加算金計算について自動計算機能を持つ。
  - ⑤収納管理システムでは、延滞金自動計算機能、還付加算金計算機能を持つ。
  - ⑦納税者へのサービス向上のため、納税証明書の発行機能、軽油免税証の発行機能を持つ。
  - ⑧財務システム連携、国税連携システム、京都地方税機構サーバ等の外部サーバと連携する機能を持つ。

## 3.5.3 開発の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

システム開発における基本設計業務、開発業務の業者選定については、以下の業者選定基準を満たす業者選定を 行う必要があることから、「電子府庁関連業務委託等業者選考委員会」の審議を経て、契約方式として企画提案公 募方式が採用され、また、企画提案の提出を要請する業者が6社選定された。

#### (業者選定基準)

- ①システム開発又は設計に関し、最新の技術動向に対応した高度な専門的技術力を有すること。
- ②都道府県の税務電算システムの基本設計又は開発を行った実績を有すること。
- ③都道府県のホストコンピュータで稼働する税務電算システムをクライアントサーバ方式等のシステムに全面移 行する開発の基本設計又は開発を行った実績を有すること。
  - ④③で開発されたシステムが平成16年12月時点で運用されていること。

企画提案公募方式を採用することは、技術力の見極めや経費比較の観点から妥当なものと考えられる。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

指摘すべき事項はない。

- (3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか
  - ① 基本設計業務

企画提案の提出要請6社のうち、提案に応じたのは1社(5社辞退)である。

評価基準に基づく採点評価が行われ、その結果について「電子府庁関連業務委託等業者選考委員会」の審議を経て、提案は採用された。契約額は、予定価格17,000千円に対して14,910千円である。

② 開発業務

開発業務については、運用業務のトータルコストも考慮した企画提案公募方式が採用され、提案要請6社のうち、提案があったのは、基本設計業務の採用業者を含む2社であった。

京都府電子府庁推進評価委員会の委員3名により評価基準に基づく採点評価が行われ、その結果について「電子府庁関連業務委託等業者選考委員会」の審議を経て、採用業者が決定された。

評価者3名とも、採用業者の評価点が高く、3名の平均評価点でも79点対68点と採用業者の評価点が高い結果である。経費見積は、採用業者が1,749,395千円、他の1社が1,977,223千円であった。結果において、基本設計の採用業者が落選している。

(4) その他検討した事項

機器調達も企画提案の経費見積の中に含まれているが、実際の調達は、汎用機器であることから、一般競争入札によって行われている。契約手続において指摘すべき事項はない。

(5) 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はない。

# 3.5.4 運用の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

(保守管理業務の目的)

新システムの安定したサービスを実現するため、常に最適な状態で運営・維持・管理されている必要があるため、そのために必要な要員等の体制を確保して対応する必要がある。特に、年度当初、年度末及び決算調整等の繁忙時期やシステムの停止を伴う重大な障害の検知に関しては、特段の対応を必要とするため、その体制を確保する必要がある。また、システムオペレーションを行う要員についても合せて確保する必要がある。

(契約方式)

システムの運用業務については、システムの開発業者と単独随意契約による委託契約が締結されており、システム運用開始(平成19年12月)から現在に至るまで、1年契約で毎年更新されている。

(随意契約の根拠と理由)

同システムの開発業務においては、開発業者の提案するパッケージソフトを活用し、京都府仕様にカスタマイズしており、当該業務委託においては、SEによる各種作業が必要とされるため、同システムプログラム等の詳細を熟知している開発業者以外に業務遂行できないため。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

運用経費については、システム開発時の企画提案書において提示された年間124,078千円の範囲内である122,787 千円で毎年契約が更新されている。

ただし、平成24年度以降は、当初の契約から5年間を超える更新となる。企画提案においては、5年間の運用経費の提案となっていることから、今後の更新に当たっては、運用内容についての工数見積や単価設定について、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、現状における経費積算の妥

当性を検討する必要がある。

- (3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか 指摘すべき事項はない。
- (4) その他検討した事項 該当事項なし
- (5) 指摘事項及び意見

(運用業務の経費積算について)

運用業務について、企画提案においては5年間の運用経費の提案となっていることから、6年目以降となる今後の更新に当たっては、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、経費積算の妥当性を検討する必要がある。

- 3.6 衛星通信系防災情報システム整備工事、保守管理業務
- 3.6.1 契約の概要(【図表3.6.1】)

【図表3.6.1】衛星通信系防災情報システムの契約概要

	1						
システム名	衛星通信系防災情報システム						
所管部署	府民生活部/防災・原子力安全課						
運用開始	平成19年4	月					
監査対象契約	①衛星通信	衛星通信系防災情報システム整備工事 平成15年7月契約					
	②衛星通信	言系防災情報シン	<b>バテム保守管理業</b>	務	平成19年4月契約以降		
入札契約方式	①開発	一般競争入札	(参加 4 社	t)			
	②運用	随意契約					
経費				(単位:千円)			
	年度	開発	保守管理	合計			
	H15年	契約額					
	~H18年	6,666,450		6,666,450			
	H19年		104,002	104,002			
	H20年		106,995	106,995			
	H21年		93,807	93,807			
	H22年		81,900	81,900			
	H23年		79,275	79,275			
	H24年		80,850	80,850			
	合計	6,666,450	546,829	7,213,279			
開発スケジュール	H13年	基本設計	: 整備方針				
	H14年	実施設計	: 工事発注に	<b>必要な経費積算</b>	等		
	H15年	入札実施	:参加 4社				
	H15年	整備工事	: H15~17年度	<b>衛星系整備</b>	(H17年衛星系先行運用)		
	~H18年		: H17~18年度	<b>延</b> 地上系整備			
	H19年度	運用開始	: 衛星系、地_	上系全面運用			

平成15年から4年間をかけて整備された衛星系と地上系の2系統対応による防災情報システムであり、開発額は約67億円である。近畿管内の府県においても同様のシステム整備が行われており、その開発額を参考に示すと、<大阪府: 133億円>、<滋賀県53億円>、<兵庫県:50億円>、<奈良県:64億円>、<和歌山県:37億円>である。

①開発の契約方式は、機器の比重が大きいことから近畿他府県においても採用の多い一般競争入札方式で行われ、その後の②保守管理業務の契約方式は、保守の技術的能力の見地から整備工事の請負業者と随意契約が行われて現在に至っている。

## 3.6.2 システムの概要

人工衛星を利用した衛星系システムと府の光ファイバーによる情報ハイウェイである「京都デジタル疏水ネットワーク」を利用した地上系システムにより、市町村、消防本部、医療機関等と連携した情報通信体制を整備し、災害時の情報を迅速に伝達・共有化する防災情報システムであり、その特長は以下の通りである。

(1) 通信回線の二重化による確実な情報伝達

衛星系システムと地上系システムによる通信回線の二重化を図ることで、災害時における各機関相互の情報伝達 を確実に実施できる。

(2) 一斉指令による情報伝達の迅速化

衛星系システムまたは地上系システムにより京都府庁から市区町村、防災関係機関へ緊急情報を一斉に伝達する ことができる。

(3) 衛星車載局指令車による災害現場の全国発信

災害現場の状況を現地・現場からリアルタイムに京都府庁や全国都道府県等へ映像発信し、災害対応の迅速・的確な連携を図ることができる。また、現地・現場から被害状況報告等を一斉指令により伝達するなど衛星通信基地として活用する。

(4) 現地の通信手段を確保する衛星可搬局

現地災害対策本部に搬入し、映像受信及び電話・ファクシミリの送信が可能であり、京都府庁、防災関係機関への災害状況の報告、現地との情報伝達手段として活用する。

(5) リアルタイムに情報共有できる防災情報システム

京都府、市町村等との間でオンラインによる被害情報等の双方向交換を行うことで、リアルタイムに情報共有が可能となり、迅速な災害対応が図れる。

(6) 機器の稼動を監視する遠隔監視制御システム

各機関に設置している機器の故障状況を監視、機器が故障した場合に予備機器に切り替えて制御するなど緊急時でもシステムが正常に稼動するように監視する。

このような特長を持つシステムであり、開発額の内訳は、以下の【図表3.6.2】の通りである。

### 【図表3.6.2】開発の契約額の経費内訳

(単位:千円)

項目	内容	金額
工事費	衛星系システム整備関係	951,415
機器費	衛星系システム整備	2,770,766
	交換系システム整備	1,767,154
	一斉指令系システム整備	43,087
	ファクシミリ系システム整備	10,345
	映像系システム整備	2,096
	防災情報系システム整備	810,016
	基幹ネットワーク整備	2,124
	電源系システム整備	305,247
	電波法関係手数料	4,200
	機器小計	5,715,035
合計		6,666,450

### 3.6.3 開発の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

業者選定は、一般競争入札により行われた。

しかし、開発経費及びその後の運用等の経費を提示させることにより、トータルコストを考慮した業者選定が行えること、また、システム開発等の技術力やノウハウの有無を的確に見極める必要があることなどから、企画提案 公募方式によるべきではなかったかと考える。

入札金額の状況は、【図表3.6.3】の通りであり、入札結果1位と2位の差は40,400千円、最下位との差でも68,000千円である。【図表3.6.1】に示すように、平成19年以降の運用保守業務には毎年1億円程度の経費が生じており、以後の5年間の保守管理の経費を企画提案に織り込んでトータルコストの検討が行われたとしたならば、価格点をはじめとして逆転現象が起きた可能性はある。なお、受注業者である沖電気工業㈱(以下「D社」という。)は、経営事項審査総合評点で最下位の業者であり、2位が総合評点で1位の業者である。

# 【図表3.6.3】入札金額の状況

(単位:千円)

参加企業	入札金額	税込金額	順位	経営事項審査 総合評点
D社	6,349,000	6,666,450	1位	1,041
E社	6,389,400		2位	1,321
F社	6,410,000		3位	1,239
G社	6,417,000		4位	1,189
1、2位の差額	40,400			
1、4位の差額	68,000			

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

予定価格は6,741,595千円であり、国土交通省土木工事標準積算基準書(電気)、平成14年「建設物価」、財団法人自治体衛星通信機構の積算資料などにより設計内訳書が作成され算出されている。指摘すべき事項はない。

(3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか

入札仕様書、入札実施公告、入札参加資格要件の確認、入札結果報告、工事請負契約書を検討した結果、契約手 続はルールに準拠しており、指摘すべき事項はない。

(4) その他検討した事項

該当事項なし

(5) 指摘事項及び意見

指摘事項はない。

ただ、契約方式は、「開発経費及びその後の運用等の経費を提示させることにより、トータルコストを考慮した業者選定が行えること、また、システム開発等の技術力やノウハウの有無を的確に見極める必要があることなどから、手間はかかるが十分に時間をかけて企画を吟味・評価する企画提案公募方式のほうが妥当な方法ではなかったか?」ということについて、防災・原子力安全課及び情報政策課に意見を求めた。

防災・原子力安全課からは、「整備工事の契約時点では、長期継続契約制度が導入される前であったため、整備工事のみの契約としましたが、今後システムを整備する場合には、イニシャルコスト(整備経費)及びランニングコスト(運用経費)をトータルで検討したい。」との回答があった。

また、情報政策課からは、「平成17年4月1日から条例制定及び会計規則改正に伴い、長期継続契約が可能となったことから、今後、システムを更新するに当たっては、運用業務も含めたトータルコスト比較による調達が望ましいと考える。」との回答であった。

今回の契約方式は、正当な手順によって行われており、何らの異議を唱えるものではないが、今後の更新に当たっては、検討を願うものである。また、一括調達契約でなく、調達単位の分割可能性についても検討し、それぞれについてベストの契約方法をとることも検討を願うものである。

### 3.6.4 運用の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

(保守管理業務の目的)

衛星通信系防災情報システムについては、災害等緊急時においてもその機能を十分発揮するよう維持しておく必要がある。このためには、機器の不具合を発生させないための保守点検及び不具合が発生した場合の迅速な修繕が一体的に実施できる保守管理が必要である。

(随意契約の根拠と理由)

保守管理業務は、単独随意契約により毎年1年契約で整備工事の請負業者と行われており、運用開始から現在まで毎年更新されている。

根拠は、以下の通りである。

D社は衛星通信系防災情報システム整備工事の請負業者として、衛星系、地上系統の機器設計・ソフトウェア作成、製造等を実施していることから、同社は、機器の不具合原因、その復旧方法を知り得るものであり、その状況を踏まえ、災害時等の緊急時にも不具合を発生させない又は頻度を少なくできる予防保全のための点検方法を知り得る唯一のメーカーである。

このため、本業務は同社以外で円滑及び迅速に履行することが困難であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

予定価格は、実作業に要する人数、時間、点検及び修理回数等人員に係る実績数量を把握し、京都府土木工事設

計積算単価資料及び国土交通省土木工事標準積算基準書(電気)資料により設計書が作成され算出されている。平成19年度及び平成24年度の設計書を閲覧したが、指摘すべき事項はない。

- (3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか
  - 単独随意契約によることの理由書、予定価格の範囲内の金額である業者見積書、委託契約書及び保守管理仕様書の作成状況を検討した結果、契約手続はルールに準拠しており、指摘すべき事項はない。
- (4) その他検討した事項

(保守管理業務の再委託について)

平成24年度の保守管理業務の契約先である D 社から委託契約第14条(\* 1)の規定によりグループ会社である (株)沖電気カスタマアドテック (以下「Z 社」という。)への業務の一部を再委託する申請があった。内容審査の結果、下記の理由により再委託は承諾された。

- ・Z社はD社の保守部門から分社したグループ会社であり、D社が製造した設備の保守業務を行っており、今回再委託する業務は現地における設備の保守点検、修理業務に限定したものとしていること
- ・D 社と Z 社との間で業務分担及び連絡体制を明確にし、業務を円滑に実施できる保守体制を構築していること

再委託の申請書関係を検討した結果、承諾理由及び手続は妥当なものと認められ、指摘すべき事項はない。 (\*1) 委託契約第14条(再委託等の禁止)

D社は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ 京都府の承諾を得たときは、この限りでない。

(5) 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はない。

3.7 内部事務アウトソーシング導入業務、運用業務 人事給与システム開発業務、運用業務

### 3.7.1 契約の概要(【図表3.7.1】)

【図表3.7.1】内部事務アウトソーシング業務の契約概要

2.7514	内如東数マウトリーミハノが光数								
システム名	内部事務アウトソーシング業務								
所管部署	政策企画部/情報政策課								
運用開始	平成20年4月								
監査対象契約	①アウトソーシング導入業務及び新人事給与システム開発業務 平成19年11月契約								
	②アウトソーシン	プワウトソーシング 業務及び新人事給与システム運用業務 平成20年4月契約以降							
入札契約方式	①開発	企画提案公募	方式(運用業務	め トータルコ	ストを考慮す	る)			
	②運用	随意契約							
経費						(単位:千円)			
	£		70	内部事務	機器賃借	2約以降 る)			
	年度	開	発	アウトソーシンク゛	サーバ	台計			
		アウトソーシンク゛							
		導入業務	32,290			32,290			
	H19年	人事給与				•			
		システム開発	57,550			57,550			
	H20年	導入業務	63,665	110,110	83,021	,			
	H21年			344,427		344,427			
	H22年			389,882		389,882			
	H23年			388,981		388,981			
	H24年			388,981		388,981			
	合計		153,505	1,622,381	83,021	1,858,907			
					(単位:千円)				
	年度	上記	の内部事務アウリ	ヘソーシンク業務の゙	内訳				
	十段	知事部局	教育庁	給与運用	小計				
	H19年								
	H20年	110,110			110,110				
	H21年	134,483	124,740	85,204	344,427				
	H22年	148,130	142,430	99,322	389,882				
	H23年	156,881	142,430	89,670	388,981				
	H24年	156,881	142,430	89,670	388,981				
	合計	706,485	552,030	363,866	1,622,381				

# 3.7.2 システムの概要

内部事務に係る人員を、より直接府民にサービスを担当する部門へシフトするため、給与関連事務の集中処理化及びアウトソーシングを行い、民間ノウハウの導入による効率的な事務処理、業務改善の促進を図る。そして、アウトソーシングに合せて、給与事務に係る新人事給与システムを開発し、更なる効率化を図るものである。

新人事給与システムの開発目的は、以下の通りである。

- ① アウトソーシングの導入 民間ノウハウの導入による業務改善の促進 業務範囲の拡大など処理対象部門の拡大
- ② パッケージソフトの採用 開発経費の大幅削減 開発期間の大幅短縮 アウトソーサーとの効率的な連携
- ③ 効率的なシステム仕様 現行業務の BPR を前提としたシステム仕様(二重入力・二重管理の排除、不要な業務プロセスの廃止、帳票の

### 大幅廃止)

抜本的な業務プロセス見直しによる導入効果の促進(不要な業務プロセスの廃止、給与事務の標準化・マニュア ル化(見える化))

#### 3.7.3 開発の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

内部事務アウトソーシング導入業務及び人事給与システム開発業務の契約方式については、以下の理由から、企画提案公募方式が採用された。

(随意契約の根拠と理由)

- ① アウトソーシング業務
- ・業務プロセスの簡素化、業務量の見直し、必要なシステム処理化についての設計、対象業務に係る業務マニュアルの作成等を一体的に行う必要がある。
- ・業者の選定に当たっては、本業務の先進性・特殊性を十分踏まえた上で、業務経験、企画力、応用力、ノウハウ等を総合的に判断する必要がある。
- ② 人事給与システム開発
  - ・トータルコストの削減を目的としており、開発後の運用等に係る経費も併せて提示させる必要がある。
- ・最新の技術を用いた開発を行うため、当該システムの開発等を行うに足る排他的権利となる技術力やノウハウの有無を的確に見極める必要がある。

従って、価格のみによって落札者を決定する競争入札は本業務の契約方式に適さず、本業務の契約方式としては 各業者からの提案内容を基に、業務遂行能力等を比較評価し、その結果に基づいて委託先を決定できるプロポーザ ル方式を採用することが適当である。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

指摘すべき事項はない。

(3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか

開発業務については、運用業務のトータルコストも考慮した企画提案公募方式が採用され、提案があったのは2 社であった。

京都府業務改革推進評価委員会の委員 2 名も加わり評価基準に基づく採点評価が行われ、その結果について「業務改革推進関連業委託等業者選考委員会」の審議を経て、採用業者が決定された。

評価点数は179点対117点と採用業者の評価点が高い。経費見積も、採用業者が1,479,705千円、他の1社が1,680,424千円であった。

(4) その他検討した事項

機器調達も企画提案の経費見積の中に含まれているが、実際の調達は、汎用機器であることから、一般競争入札によって行われている。契約手続において指摘すべき事項はない。

(5) 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はない。

### 3.7.4 運用の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

内部事務アウトソーシング業務及び人事給与システム運用業務については、システムの導入・開発業者と単独随 意契約による委託契約が締結されており、平成20年度から現在に至るまで、1年契約で毎年更新されている。

(随意契約の根拠と理由)

内部事務アウトソーシング業務については、企画提案公募方式よる業者選定を経て、平成19年11月に選定業者と委託契約を締結し、平成20年4月から対象業務についてアウトソーシングを本格実施し、加えて新人事給与システムの開発も実施した。導入準備や業務の繁忙期対策等、様々なノウハウの活用が必須条件であることから、運用業務を円滑に遂行できるのは、システムの導入・開発業者の他にはない。

- (2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか
  - ① 委託する内部事務アウトソーシングの範囲

### 【知事部局】

- ·旅費支払業務
- ・給与支払業務(年末調整・臨時職員等管理システムの運用を含む)
- ・新人事給与システム
- ·物品調達関係業務
- ・運営報告

# 【警察本部・府議会議員】

- · 旅費支払業務
- ・運営報告

## 【教育庁】

- · 業務改革支援
- ・旅費支払業務
- ·運営報告
- ② 経費積算について

平成23年度の契約額について、業者よりの見積書に添付された経費積算は、以下の【図表3.7.4】の通りである。

【図表3.7.4】平成23年度内部事務アウトソーシング業務の経費積算

(単位:千円)

部署	項目	金額
知事部局	給与支払業務	65,229
	旅費精査業務 (知事部局)	51,483
	旅費精査業務 (警察本部等)	27,030
	物品調達業務	5,669
	消費税	7,470
	知事部局合計	156,881
教育庁	給与支払業務、旅費精査業務	114,048
	システム費用	21,600
	消費税	6,782
	教育庁合計	142,430
新人事給与システム	システム運用業務	85,400
	消費税	4,270
	システム運用合計	89,670
総合計		388,981

# ③ 経費積算についての指摘事項

毎期、約4億円もの業務委託契約を締結するにもかかわらず、業者より提示されているのは、各項目の合計金額だけである。該当業務のプロセス自体を委託するアウトソーシングの特性から、各業務内容の細目、業務内容に応じた人員配置・人員工数などについて、積算根拠の明示を求めることは困難であるが、少なくとも各業務項目を更に詳細に区分した見積金額の入手及び他事例との比較検討を実施するなどの方法により、常に経費積算についての妥当性を検討する必要がある。この検討が、今後の業者選定における基礎的なデータとなることを忘れてはならない。

- (3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか上記(2)の③経費積算についての指摘事項の他、指摘すべき事項はない。
- (4) その他検討した事項 該当事項なし
- (5) 指摘事項及び意見

(経費積算についての指摘事項)

該当業務のプロセス自体を委託するアウトソーシングの特性から、各業務内容の細目、業務内容に応じた人員配置・人員工数などについて、積算根拠の明示を求めることは困難であるが、少なくとも各業務項目を詳細に区分した見積金額の入手及び他事例との比較検討を実施するなどの方法により、常に経費積算についての妥当性を検討する必要がある。

- 3.8 行政事務支援システム開発業務、運用業務
- 3.8.1 契約の概要(【図表3.8.1】)

【図表3.8.1】行政事務支援システムの契約概要

システム名	行政事務支援システム								
所管部署	政策企画部/情報政策課								
運用開始	平成23年1	平成23年1月							
監査対象契約	<ul><li>①行政事</li></ul>	①行政事務支援システムにおける職員ポータル等の開発等 平成22年7月契約							
	②行政事務支援システムの運用業務 平成22年11月契約 平成22年11月契約 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)								
入札契約方式	①開発	企画提案公募	方式						
	②運用	企画提案公募	方式	(平成23年1月	から5年間の袖	复数年契約)			
経費						(単位:千円)			
	年度	日日 4.4	英田	機器	賃借	∧ ∌I.			
	平度	開発	運用	端末	サーバ	合計			
	H19年			129,436		129,436			
	H20年			213,639	140,086	353,725			
	H21年			174,696		174,696			
	H22年	199,342	20,632	105,840		325,814			
	H23年		82,530	65,808	113,581	261,919			
	再リース分			22,884		22,884			
	H24年予		82,530			82,530			
	H25年予		82,530			82,530			
	H26年予		82,530			82,530			
	H27年予		61,898			61,898			
	合計	199,342	412,650	712,303	253,667	1,577,962			

## 3.8.2 システムの概要

京都府が、平成9年度から整備を進めてきた行政事務支援システムについて、平成17年度に導入した職員ポータル、グループウェア及びシングルサインオン等の新たなシステムへの更新を行うとともに、必要なシステムの開発及び構築を実施する。

# ① システムの目的

行政事務の効率化、高度化と府民サービスの向上を図るため、原則として職員1人1台のパソコンを段階的に配置し、ネットワークとの接続等情報基盤を整備するとともに、全庁に「行政事務支援システム」を導入して、新しい時代にマッチした行政事務スタイルを実現することを目的とする。

### ② 目標・効果

(ア) 事務の効率化・高度化

日常業務へのシステム適用による事務の迅速化などの事務改善を進めるとともに、各職場における情報化と情報の共有化、コミュニケーションの円滑化を促進し、効果的に事務処理が可能な環境を提供する。

(イ) 省資源・省スペース等

行政情報のデータベース化により、各種印刷物や文書保管スペース等の削減を図るとともに、FAX・回覧等の用紙や通信コストの削減等により経費削減・省資源・省スペース化を実現する。

(ウ) 府民サービスの向上

行政情報の電子化、事務処理の迅速化等による府民サービスの向上を図る。

# 3.8.3 開発の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

開発業務に係る業者選定の契約方式は、企画提案公募方式が採用された。

この契約方式の選択については、疑問がある。というのは、情報政策課が所管するシステム開発においては、運用業務のトータルコストも考慮した企画提案公募方式が主に採用され、開発業務の採用業者が、技術的見地より随意契約により運用業務も一体として行うケースが契約方式の常態であるからである。しかるに、本システムの開発の業者選定については、開発だけの企画提案内容で決裁が行われる方式が採られている。

この点については、運用業務の業者選定結果を踏まえて検討を行うことにする。

なお、企画提案に関する説明会への参加業者は7社であり、うち2社(1件は共同提案)が企画提案に応募した。 (随意契約の根拠と理由)

最新の技術を用いた開発を行うため、当該システムの開発等を行うに足る排他的権利となる技術力やノウハウの 有無を的確に見極める必要がある。

従って、これらの能力を十分に備えていない業者を含む不特定多数の業者の中から、価格のみによって落札者を 決定する一般競争入札は本業務の契約方式に適さない。

また、指名競争入札においても、前述の設計力等の判断が困難である。

よって、本業務の契約方式としては各業者からの提案内容を基に、業務遂行能力等比較評価し、その結果に基づいて委託先を決定できるプロポーザル方式を採用することが適当である。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか 指摘すべき事項はない。

(3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか

企画提案に参加したのは2社である。

企画提案の評価は、京都府業務改革推進評価委員会委員により採点が行われ、採点に基づいて業者が決定された。 評価点数は65点対63点と僅差であるが採用業者の評価点が高い。経費見積も、採用業者が199,342千円、他の1 社が202,323千円であり、僅かに採用業者が低い。

(4) その他検討した事項

毎年、機器端末(パソコン等)の更新が、またシステム開発に合わせてサーバの更新が行われているが、この機器調達についての賃貸借等の契約は、汎用機器の調達であることから一般競争入札によって行われており、指摘すべき事項はない。

(5) 指摘事項及び意見

運用業務の段に意見を記載する。

## 3.8.4 運用の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

運用業務に係る業者選定の契約方式については、開発業務の業者選定と同じく、企画提案公募方式が採用された。 ただし、単年度契約ではなく、5年間の複数年契約による企画提案とされている。

企画提案に関する説明会への参加業者は6社であり、うち1社が企画提案に応募した。運用業務の説明会への参加メンバーで、開発業務の説明会にも参加しているのは、開発業務の採用業者1社であり、その他5社は新メンバーである。結局、運用業務の企画提案に応募したのは、開発業務の採用業者(新メンバー5社辞退)だけであった。 (随意契約の根拠と理由)

開発業務時と同趣旨である。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

提案業者よりの経費見積書の運用経費明細(税抜)は、以下の通りである。

## 【図表3.8-2】

(単位:千円)

担当	人/月	単価	月額	年額
リーダー	1	800	800	9,600
サブリーダー	1	710	710	8,520
SE(運用)	4	640	2,560	30,720
ヘルプデスク要員(電話対応)	4	620	2,480	29,760
合計	10		6,550	78,600

府の経費積算表は、総額のみの表示であるが年額(税抜)80,520千円である。

(3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか

企画提案の評価は、3名の評価者により行われ、京都府 IT を活用した業務改革推進評価委員会の審査を踏まえて採用を決定した。

- (4) その他検討した事項
  - ① 開発の契約方式の選択についての疑問点の検討

情報政策課が所管するシステムにおいては、運用業務のトータルコストも考慮した企画提案公募方式が主に採用され、開発の採用業者が、技術的見地より随意契約により運用も一体として行うケースが契約方式の常態であ

る。しかるに、本システムの開発と運用の契約については、これを分離して選択が行われている。

今回の開発業務の評価点数は、1位が65点、2位が63点であり、経費見積も採用業者が199,342千円、他社が202,323千円であり、どちらも僅差でしかない。もし、運用業務のトータルコストルも考慮した含めた企画評価が行われていたならば、価格点で違った結果となった可能性があり、結果も逆転した可能性がある。なぜ、開発・運用のトータルで企画提案を募集しなかったのか疑問が残る。

また、開発業務だけを分離して企画提案公募方式を採用したとしても、参考情報として運用業務の経費積算を提示させることは、よく行われていることである。今回、運用業務の企画提案に、開発業務の企画提案で僅差の次点となった業者が参加しなかったことでその不備を大きく感じる。

運用業務を伴う開発業務の企画提案公募方式を採用する場合には、少なくとも参考情報として、運用業務の経 費積算を提示させることが必要であると考える。

② 運用業務の5年間複数年契約のメリットの検討

平成16年11月の地方自治体法及び施行令の改正により、役務の提供を受ける契約について長期継続契約が可能となったことから、京都府においても条例制定及び会計規則の改正等を行い、平成17年4月から長期継続契約が可能となった。

情報政策課はこれについて、「行政事務支援システムに係る運用業務委託について、日常の操作指導に対する Q & A 等も含まれており、ノウハウの蓄積も必要な業務となっていることから、複数年契約を締結することにより円滑かつ安価に業務実施できると考えている。」としている。

単年度契約と複数年契約の価格差を十分に検討するためには、複数年契約を行ったからといって、毎年の工数 実績等の管理が疎かにされることがあってはならない。工数実績の十分な管理及び単価の市場調査を行い、適切 な価格差が契約金額に反映されたかの検証を行い、これを更新時の契約交渉材料とすることが重要であると考え る。

### (5) 指摘事項及び意見

① 開発業務の企画提案公募方式の採用について

運用業務を伴う開発業務の企画提案公募方式を採用する場合には、少なくとも参考情報として、運用業務の経費積算を提示させることが必要であると考える。これも考慮の上、開発業務の業者選択が行われるべきである。

② 運用業務の5年間複数年契約のメリットの検討について

単年度契約と複数年契約の価格差を十分に検討するためには、毎年の工数実績等の管理を十分に行う必要がある。工数実績の十分な管理及び単価の市場調査を行い、適切な価格差が契約金額に反映されたかの検証を行い、これを更新時の契約交渉材料とすることが重要であると考える。

- 3.9 統合財務システム開発業務、運用業務
- 3.9.1 契約の概要(【図表3.9.1】)

【図表3.9.1】統合財務システムの契約概要

システム名	統合財務システム								
所管部署	政策企画部/情報政策課								
運用開始	平成18年1	平成18年10月							
監査対象契約	<ul><li>①統合財務</li></ul>	①統合財務システム開発業務 平成17年6月契約							
	②統合財	答システ.	ム運用業	務	平成18年10月	契約以降			
入札契約方式	①開発	企画提案	公募方式	弋(運用業務の	)トータルコフ	トを考慮する	3)		
	②運用	随意契約	J						
経費							(単位:千円)		
	Art rate	田田 40	YE H	ハ゜ッケーシ゛ソフト	ハ゜ッケーシ゛ソフト	機器賃借	<b>∧</b> ∌I.		
	年度	開発	開発 運用	購入(割賦)	運用保守	サーバ	合計		
	H17年	385,308					385,308		
	H18年		45,360	14,700	7,350	121,974	189,384		
	H19年		29,910	29,400	14,700		74,010		
	H20年		29,910	29,400	14,700		74,010		
	H21年		32,271	29,400	14,700		76,371		
	H22年		32,271	29,400	14,700		76,371		
	H23年		32,271	14,700	14,700	78,548	140,219		
	H24年		32,271		14,700		46,971		
	合計	385,308	234,264	147,000	95,550	200,522	1,062,644		

## 3.9.2 システムの概要

(1) システム開発の業務概要

現行のホストコンピュータ集中処理によるシステムを見直し、新たにWeb 方式での処理を採用することで低コストのシステムを実現するとともに、システム機能の充実と併せて、予算編成、財務会計、決算管理等の機能を連携させることにより財務業務のスリム化を図るため、統合財務システムを構築・導入する。

また、今回開発するシステムは、京都府内の市町村との共同利用、共同運用を前提としており、その円滑な導入を図るため、市町村向けのパッケージソフトウェアを活用して開発する。

- (2) システム開発の基本的な考え方
  - ① 財務情報の一元管理による事務処理の稼働軽減・適正化を実現 予算編成から執行管理、決算までの一連の財務情報を体系的に管理することで情報の重複処理をなくし、事務 処理の稼働軽減・適正化を実現する。
  - ② システム運用の管理体系の設定 予算科目や決裁区分などの管理体系は、業務を効率的・効果的に行うため、パラメーターの設定などにより、 可能な限り柔軟な運用を実現可能とする。
  - ③ 予算・決算業務の運用管理

予算編成や決算の日程などの運用管理は、実情に合わせた業務運用が必要であるため、パラメーターの設定などにより、可能な限り柔軟な運用を実現可能とする。

④ 運用管理コストを軽減するシステム方式の採用

端末側に専用ソフトを必要とせず、インターネットブラウザのみで動作可能な Web 方式の採用により、運用管理コストを大幅に軽減するとともに、財務業務では多くの関連する業務処理との連携が必要であり、また、多岐にわたる分析帳票の出力も必要であることから、可能な限り汎用的なインターフェースを設けるものとする。

⑤ 利用者支援機能の充実

利用者のデータ入力に伴うエラーチェック機能をはじめとし、入力ガイダンス機能・オンラインヘルプ機能など、利用者支援機能の充実により、職員の適正かつ効率的な処理を確保する。

# 3.9.3 開発の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか 開発業務に係る業者選定の契約方式は、企画提案公募方式が採用された。 企画提案の説明会には12社が参加し、うち企画提案に応募したのは2社であった。

(随意契約の根拠と理由)

低コストのシステム開発を目的としており、平成18年度以降の開発、運用等の経費も提示させることにより、 トータルコストを踏まえた業者選定を行う必要がある。

最新の技術を用いた開発を行うため、当該システムの開発等を行うに足る技術力やノウハウの有無を的確に見極める必要がある。

当該システムは市町村との共同利用、共同運用を前提としており、その円滑な導入に向けての調整が必要であること。から、見積金額(入札価格)が基準となる競争入札になじまない。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

予定価格調書に記載の予定価格は、381,150千円である。

なお、採用業者からの企画提案書に別添されていた経費見積書及び経費見積の根拠となった所要経費に係る内訳書は、書類の保存期限が5年間(平成22年度まで保存)ということから破棄されたという理由で、書類の提示を受けることができなかった。このため、開発コストの内訳、ハードやソフトの調達物品の賃借費及びその保守費、運用業務の経費などの内訳、5年間の総所要経費の見積がどのようなものであったのかは確認できなかった。また、もう1社の応募業者の資料は一切提示を受けることはできず、各社の比較検討といった手続も実施できなかった。

(3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか

企画提案の参加業者は2社である。企画提案の選定に当たっては、学識経験者等の外部委員から構成する京都府 電子府庁推進評価委員会の委員も参加して評価基準に基づく評価が行われ、同委員会の評価結果を踏まえ、電子府 庁関連業務委託等業者選考委員会において審査を行い、採用業者を決定した。

採点比較表によれば、評価点数は65点対45点で採用業者の評価が圧倒的に高く、経費見積も、採用業者が360,000千円、他の1社が376,800千円であり、採用業者の方が低い提示額となっている。

経費見積書及び経費見積の根拠となった所要経費に係る内訳書は、資料破棄とのことで確認できず、契約金額が 業者よりの見積金額に基づくものであるかの確認はできなかったが、他に提示を受けた資料を検討した結果、業者 選定手続、契約手続に不備はなかったと思われる。

(4) その他検討した事項

サーバの機器賃借の契約は、汎用機器の調達であることから一般競争入札によって行われており、指摘すべき事項はない。

(5) 指摘事項及び意見

(契約関係文書の保存について)

開発の企画提案関係の文書の保存期間が5年となっており、平成17年度の文書であるため平成22年度までの保存期限となっていた。このため企画提案の経費見積などの資料がないということであったが、文書の保存について、現実に現在稼働中のシステムの資料が破棄されることがあってはならないと考える。このような資料は、システム更新の際の重要資料となり得るものであるから、規程の見直しも含め資料を保存する方策を講じるべきである。

# 3.9.4 運用の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

システムの運用業務については、システムの開発業者と単独随意契約による委託契約が締結されており、システム運用開始(平成18年10月)から現在に至るまで1年契約で毎年更新されている。

(随意契約の根拠と理由)

本運用業務は、既に構築され稼働中のシステムの運用業務を行うものであり、本業務の実施にあたっては、本システムに係る詳細な設計・設定情報を所持している必要があり、極めて特殊な技術を必要とする。

ついては、この様な特殊な技術に係る特定役務の提供が可能であるのは、本システムを構築し、各種設定情報を有する開発業者以外に存在せず、当該調達の相手方が特定されるため、随意契約によることとする。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

業者よりの見積書に添付された平成24年度の運用業務仕様(通常業務)においては、人件費の単価は、一律「900千円/人月」として積算が行われている。

仕様に示された「1. 定例的な業務」の内容を見てみると、①システム監視(ログ管理、障害対応を含む)1.5人、②問い合わせ、質問対応6.25人、③業務オペレーション9.75人となっている。業務内容に応じて人員の単価は異なるのであるから、詳細な人員別工数の見積を行うとともに、その設定単価についても人員別の提示を求め、見積金額の妥当性を検討すべきである。

- (3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか 指摘すべき事項はない。
- (4) その他検討した事項

該当事項なし

## (5) 指摘事項及び意見

(運用業務の経費見積について)

業者よりの見積書に添付された平成24年度の運用業務仕様(通常業務)においては、人件費の単価は、一律「900千円/人月」として積算が行われている。業務内容に応じて人員の単価は異なるのであるから、詳細な人員別工数の見積を行うとともに、その設定単価についても人員別の提示を求め、見積金額の妥当性を検討すべきである。

- 3.10 総務事務システム開発業務、運用業務
- 3.10.1 契約の概要(【図表3.10.1】)

【図表3.10.1】総務事務システムの契約概要

システム名	総務事務システム							
所管部署	政策企画部/情報政策課							
運用開始	平成19年4	1月						
監査対象契約	①総務事	①総務事務システム開発 平成17年12月契約、平成19年1月契約						
	②総務事	務システム運用	業務	平成19年4月契	以)			
入札契約方式	①開発	随意契約						
	②運用	随意契約						
経費						(単位:千円)		
	年度	開発	改修	運用管理	機器賃借	合計		
	十段	用光	以修	理用官垤	サーバ	行訂		
	H16年	91,700				91,700		
	助成金	91,700				91,700		
	H17年	29,295				29,295		
	H18年	83,160			123,734	206,894		
	H19年		63,311	17,955		81,266		
	H20年		28,843	17,955		46,798		
	H21年		42,999	17,955		60,954		
	H22年		25,983	17,955		43,938		
	H23年		11,290	17,955	108,668	137,913		
	H24年		9,761	17,955		27,716		
	合計	112,455	182,187	107,730	232,402	634,774		

# 3.10.2 システムの概要

### (1) システム導入の目的

総務事務システムは、従来、紙の様式に記入・提出されていた旅費、休暇等の事務に係る各種申請・届出の手続きを職員本人がパソコンに入力し、電子データで提出するシステムである。

総務事務システムに入力されたデータは、電子決裁により処理が進められ、決裁後にはデータが自動集計され、 更に給与電算システム、統合財務システム等に必要なデータ連携が行われるため、事務処理の効率化はもとより、 正確性の向上と迅速な処理を推進する。

# (2) システム開発(改修)の業務概要

# ① パッケージソフトの選定

総務事務システムについては、総務省による「平成16年度複数市町村等共同アウトソーシング・システム開発 実証事業 (公募助成金事業である)」を活用して京都府が開発したものであるが、この取組においては、富士電 機システムズ㈱のパッケージ製品が選定(指定)されたことから、京都府においても当該製品を採用して、府内 市町村との共同化を志向し、全国の地方公共団体に援用可能なモデルシステムの設計・開発を行ったものである。

### ② 平成17年度の開発(改修)概要

今回導入するに当たり、京都府の制度及び業務改革内容に沿ったものとするために、また、電子決裁機能について、システム間の機能重複や二重操作などを回避し、導入・運用コストの低減、事務処理の一層の効率化を図る観点から、電子決裁基盤を共有するために、それぞれシステム改修を行う。

③ 平成18年度の開発(改修)概要

総務事務システムを旅費制度の改正内容に対応させるために仕様を変更する必要が生じたこと、また職員の入

力支援を行うライフイベントナビ機能を実装等(新規開発)するためにシステム改修を行う。

## 3.10.3 開発の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

開発(改修)業務に係る業者選定の契約方式は、単独随意契約により行われた。

(随意契約の根拠と理由)

① 平成17年度の開発(改修)

本プロジェクトが厳しいスケジュール(平成18年6月総合テスト)であることも相まって、効率的かつ集中的な開発作業が必要とされており、本年度中に総務事務システムの構築(パッケージからのカスタマイズ)を完了するためには、文書事務支援システム、本府の制度や要求仕様を熟知していることが必要であり、文書事務システムを開発し、本システムの開発元でもある富士電機システムズ㈱が開発作業に当たることにより経費、日程、システム連携、運用調整等を効率的に行うことができることから、単独随意契約をするものである。

② 平成18年度の開発(改修)

本年度中にシステム改修、システム間の連携調整等を完了するためには、総務事務システムの各機能、本府の制度、電子決裁基盤を共有する文書事務支援システムや旅費データの連携先である総合財務システムなどの多くのシステムが密接に関連して動作する環境を熟知していることが必要であり、総務事務システムの開発元でもある富士電機システムズ㈱が開発作業に当たることにより経費、日程、連携、運用調整等を効率的に行うことができることから、単独随意契約をするものである。

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

指摘すべき事項はない。

- (3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか 随意契約理由、見積書の徴収及び経費積算、契約書の作成手続等に不備はなく、指摘すべき事項はない。
- (4) その他検討した事項

①平成19年度以降のシステム改修についても、単独随意契約により富士電機システムズ㈱と契約が行われているが、随意契約理由は妥当であり、契約手続もルールに準拠しており、指摘すべき事項はない。

(随意契約の根拠と理由)

本業務は、既に構築され稼働中のシステムに改修を加えるものであることから、現行システムの仕様に精通しているものでなければ遂行できない。また、改修後もシステム全体として安定して稼働していなければならず、開発業者と改修業者を分離することは現実的ではない。従って、本業務を遂行できるのは、本システムの開発業者である当該業者に限られるので、単独随意契約を締結するものである。

②機器調達についての賃貸借等の契約は、汎用機器の調達であることから一般競争入札によって行われており、 指摘すべき事項はない。

(5) 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はない。

## 3.10.4 運用の契約手続の適切性の検討

(1) 契約方式は適切に選択されているか

運用業務についても、平成19年4月のシステム本稼働以降現在に至るまで、システムの開発・改修業者と、毎期 一年契約による単独随意契約が締結されている。

(随意契約の根拠と理由)

本業務は、既に構築され稼働中のシステムの運用業務であることから、現行システムの仕様に精通している者でなければ遂行できない。また、システムの安定稼働が本業務の目的であることから、システム開発業者と運用業者を分離することは障害発生時等に迅速な対応をすることが難しくなり適切でない。したがって、本業務を遂行できるのは、本システムの開発業者である当該業者に限られるので、単独随意契約を締結するものである。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

(2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき設定されているか

運用経費については、平成19年4月のシステム本稼働以降現在に至るまで、年間17,955千円の同額で毎年契約が 更新されている。

平成24年度は、当初の契約から6年目に当たり、長期にわたる更新となる。今後の更新に当たっては、運用内容についての工数見積や単価設定について、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、現状における経費積算の妥当性を検討する必要がある。

(3) 実施された業者選定手続、契約手続はルールに準拠して行われているか 契約手続において指摘すべき事項はない。

- (4) その他検討した事項 該当事項なし
- (5) 指摘事項及び意見

(運用業務の経費積算について)

運用経費については、当初の契約から6年間の長期に亘り、毎期同額の更新が行われているが、今後の更新に当たっては、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、現状における 経費積算の妥当性を検討する必要がある。

## 4 資産管理

#### 4.1 サーバルームの状況

### 4.1.1 概要

今回の監査対象である9つのシステムのサーバは、①データセンター(京都市内某所)、②府庁電算室、③防災・原子力安全課某所(以下「設置場所」という。)、の3か所に設置されている。各所に係る資料の提供を受け、現場視察を 実施した。

視察する際の視点は、主に京都府情報セキュリティ基本方針及び京都府情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)に則り、適正に管理運営されているか及び資産が有効に活用されているかに主眼を置いた。特に、東日本大震災を経た後の監査となるので、防災上の視点は重要である。

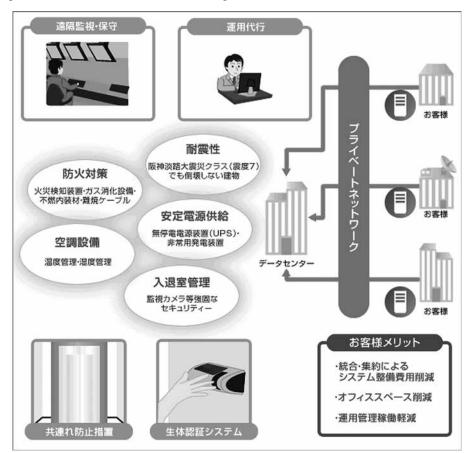
#### 4.1.2 データセンター

データセンターは、京都市内某所で運営されている。

平成18年3月に使用に係る基本契約及び個別契約を締結している。監査対象システムで同所に設置しているサーバは、税務課の税務支援システム、情報政策課の統合財務システム及び総務事務システムの計3システムである。平成24年9月3日に視察した。下記はその時点での内容である。

内部へは一人ずつ静脈認証登録をしてからしか入室できず、防犯カメラも数多く配置されていた。京都府のサーバは全て専用のラックで管理されており、さらに施錠されたゲージに囲まれていた。ゲージ内には空きスペースがあったが、使用電力に応じた課金システムを採用しているため、空きスペース分について無駄な契約をしているわけではないとのことであった。常用発電設備・非常用発電設備共に、視察した。

【図表4.1.2-1 ソリューションイメージ】



### 4.1.3 府庁電算室

### (1) 現状

府庁電算室(以下「電算室」という。)は、府庁某所に設置されている。平成24年12月12日に視察した。入室の際は、1号館5階の情報政策課で入室管理表に所属・名前を記入し、入室番号の記載された専用の入室カードを胸に付けることを要求された。電算室の廊下から見た外観は、通常の事務室と何ら変わりがない。サーバ室用に通常の事務室を流用している、といった印象を受けた。出入口は2箇所あり(一つは閉め切り)、ICカードで管理されている。電算室内部には窓もある。

電算室内は入口付近の前室のような場所と、そこから更に施錠されたサーバルームとに分かれている。前室部分では業者と会議ができるような長机が設置されている。長机以外には、使用されていない機器類や段ボール箱などが雑多に置かれていた。

サーバルーム内は、温度管理が徹底されており、防犯カメラも数多く設置されている。サーバ以外にも大型のコピー機や関連機器類が設置されていた。

監査対象システムのうち電算室サーバルーム内に設置されているサーバは、情報政策課の新人事給与システム及び行政事務支援システム、人事課の人事システム、教職員課の教職員人事電算システムの計4システムである。サーバ機器そのものは全てリースされており、一般競争入札又はプロポーザルを経て契約されている。

サーバはそれぞれのシステムごとに専用のラックに収容されている。ヒアリング時に、全てのリース資産のリスト作成し管理しているとのことであったので、表からランダムに数件抽出して現物確認したところ、全てその場で特定できた。京都府所定のラベルは貼っていなかったが、現物を特定するための独自のテプラシールを貼って管理していた。サーバの配置図もラックに貼り付けてあり、システムは整然と管理されていた。室内の使用中の固定機器にはいずれも京都府ラベルは付されていなかった。「固定された機器にはラベルは付けておりません。端末機器で、他の場所に置くようなものだけラベルを貼って管理しています。」とのことであった。

### (2) 指摘事項及び意見

# ① 廃棄できない機器

壁周りや空きスペースは、廃棄予定の機器が雑多に積まれていた。データは消去済みとのことである。いずれ も産業廃棄物として年内に廃棄する予定とのことであるが、長い年月保管されていた形跡がある。

特に目を引いたのが、「H14情報通信基盤」と書かれた無停電電源装置(UPS)やルーターなどである。「工業 高校」や「警察本部」などとテプラシールが貼られている。これらは、国(総務省)の情報通信格差是正事業費 補助金(地域イントラネット基盤施設整備事業)の交付を受けて設置されたものである。府全域に及ぶ大規模な ネットワークを結ぶために、約1400台購入し、総額10億円を要したとのことである。情報通信格差是正事業費補 助金交付要綱によると、設置された資産の耐用年数期間は処分できないという条件が付され、条件違反をすると 補助金返還義務が発生するため、現在使用していないにもかかわらず耐用年数の経過までサーバルーム内に保管 されている。ヒアリングによると、実際の使用期間は約7年間とのことである。なお、耐用年数は、「減価償却 資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)により「電話設備その他の通信機器」に 区分され、10年となる。3年間程度保管されていることになるが、これらの機器のメーカー保証期間が5年間で あるため常用利用はできないものの他の機器が故障した際の予備機としての利用を想定しているため、遊休資産 ではないとの説明を受けた。第1期京都デジタル疏水ネットワークに要する機器はその役割を果たし、補助金の 処分制限期間の間は臨時的保守用物品として活用が図られているとのことであるが、400台程度もの機器が保管 されている状況は理解に苦しむ。地域イントラネット基盤施設整備事業用資産が3年間も保管状態となった原因 は、急速な技術革新を続け、製品サイクルが速くなった通信機器の実態に国の制度が対応できていないことにあ るということであるが、さらなる国への是正要望も含めて、今後このようなことが生じないよう方策を検討する ことが必要と考える。

### 【図表4.1.3-1 保管されている産業廃棄物】

### 【図表4.1.3-2 過年度補助金対象機器類】





# ② 実地たな卸

電算室内の定期的な機器の実地たな卸は実施されていない。設置状況については機器の払出ごとに一覧を作成して管理しているとのことであるが、実地たな卸により実在性や稼働状況を定期的に把握することが望まれる。

## 4.1.4 防災·原子力安全課「設置場所」

## (1) 現状

監査対象 9 システムのうち、防災・原子力安全課の衛星通信系防災情報システムのサーバは、府庁内に設置されている。平成24年12月12日に現地視察を実施した。

設置場所は対策基準の示す IC カード等での管理がない。入室時には必ず防災・原子力安全課を通らなければならないため、部外者の侵入は困難であるとのことであるが、改善が望まれる。設置場所側面にも出入口があるが、施錠されたままの状態であり、使用されていない。靴を脱ぎ、入室記録簿に記載して入室する。内部の西側は壁ではなく窓となっている。床下は配線用にフリーアクセスとなっている。格子状の床からは、消化剤であるハロンガスが噴出する仕組みとなっている。

サーバは沖電気工業株式会社製の専用ラックにて管理されている。独自のネットワーク表を用いて機器間の連携を把握できている。京都府所定のラベルは貼られていないが、業者が貼ったという独自のラベルで管理されている。ネットワーク図を用いて機器類の連携を確認できるように工夫されている。

端末機器は、古いものも見受けられたが、全て使用されているとのことであった。気象情報や広域振興局などとの連絡用の端末として使用されている。なお、サーバ管理の目的ではないが、防災・原子力安全課は緊急時に対応するために常時2名が設置場所近くの休養室に宿直している。休養室には多機能電話機が設置されており、設置場所への連絡は休養室に転送される仕組みとなっている。

# (2) 指摘事項及び意見

## ① 現物管理

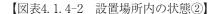
サーバ・端末共に、統合財務システム内の固定資産台帳に登録しているとのことであるが、台帳の現物を確認したところ、どの機器がどの備品コードで登録されているかを特定することができなかった。購入時にユニットで一括登録されているためであり、現在の管理方法でたな卸等の在庫確認が十分にできるとは考えにくい。備品管理の徹底を望みたい。

# ② 整理整頓

設置場所の奥に二つ小部屋がある。一つが防災・原子力安全課職員のロッカールームとなっており、もう一つが物置部屋となっている。また、設置場所の壁際には雑然と物が置かれ、サーバ周りの中心部以外は全て物置として使用されている。サーバ室は温度、湿度の管理が必要であるとともに、ほこりが生じないようコントロール

するのが常識であるが、サーバ室が物置として使用されていることは異常である。情報システムの物理的セキュリティの意識が欠如しているとしか言いようがない。設置場所は、緊急時における京都府の連絡拠点となる重要な場所でもあるので、早急に整理整頓する必要がある。

### 【図表4.1.4-1 設置場所内の状態①】







# 4.1.5 対策基準

### (1) 現状

対策基準では、「4 物理的セキュリティ対策 (2) 管理区域」において次のように規定する。以下、文言に沿って各室の状況を検証する。

(□内は設置基準からの引用である)。

ア ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等又は情報資産の管理並びに運用を行うための 区画(以下「管理区域」という。)は、水害対策及び確実な入退室管理を行うために、地階又は1階に設けることは可 能な限り避けること。

また、外部からの侵入が容易にできないように管理区域は可能な限り無窓の外壁等に囲まれた区画とすること。

- ①データセンター:設置場所の特定する記載は防犯上控えるが、水防扉などの対策が講じられている。
- ②府庁電算室:侵入が容易でない場所に設置されているが、窓ガラスのある部屋であり、「京都府情報セキュリティ対策基準」を十分に満たしていない。
  - ③防災・原子力安全課設置場所:「無窓の外壁等に囲まれた外壁等に囲まれた区画」に抵触。
  - イ 管理区域から外部に通じる出入口は1箇所のみとし、ICカード等による入退室管理、入退室管理簿の記載、監視機能、鍵、警報装置等によって許可されていない立ち入りを防止すること。
  - ①データセンター:問題なし。
- ②府庁電算室:「出入口は1箇所のみ」に抵触のおそれ。職員、事業者などの出入口とは別に機器搬入などのための出入口がある。但し、情報政策課で施錠管理されており、閉め切られている。
- ③防災・原子力安全課設置場所:全てに抵触。出入口は2箇所ある(1箇所は閉め切り)。奥に防災・原子力安全課のロッカールームもあり、入退室管理は厳密になされていない。
  - ウ 管理区域には、ビデオカメラ等の監視機能を設置すること。

- ①データセンター:問題なし。
- ②府庁電算室:問題なし。
- ③防災・原子力安全課設置場所:設置されていない。
- エ 管理区域内の機器類は、耐震対策を講じた場所に設置するとともに、防火装置等を講じること。 なお、管理区域内の機器類の配置は、緊急時に円滑に避難できるように配慮すること。
- ①データセンター:問題なし。
- ②府庁電算室:通常の事務室を流用するにあたり、必要な設計、工事が実施されている。廃棄前の機器類は避難の妨げになる可能性もあるため、今後とも十分な整理が必要である。
  - ③防災・原子力安全課設置場所:②以上に余計な物が壁周りに積まれているため、整理する必要がある。
  - オ 管理区域を囲む外壁等の床下開口部は全て塞ぐこと。
  - カ 消火剤は、機器及び記録媒体に影響を与えないものであること。
  - ①データセンター:二重床であり、消火剤はハロンガスを使用しているため、機器類への影響は少ない。
- ②府庁電算室:床下は配線で使用しており、フリーアクセスとなっている。消火剤は、①同様ハロンガスを使用している。
  - ③防災・原子力安全課設置場所:②と同様である。
- (2) 指摘事項及び意見

対策基準に照らすと、現在の電算室及び防災・原子力安全課設置場所でのサーバ管理は対策基準の要件を十分には満たしていない。サーバルームは府庁建物内にあり、セキュリティに配慮した設計、工事がされているとは言え、より万全を期すためには、コストからの観点ではなく、現物管理という観点から、早急にデータセンターに移すことが望まれる。

### 4.2 その他の事項

- (1) 備品・周辺機器管理について
  - ① 現状

監査対象システムの内、防災・原子力安全課の衛星通信系防災情報システムに係る機器類以外は全てリース契約で調達されている。そのため、統合財務システムによる固定資産登録はなされておらず、テプラを貼るなどの独自の方法で機器を管理されている例が目立った。ラベル類を一切貼っていない機器も目に付いた。

② 指摘事項及び意見

京都府会計規則第209条第2項によると、借用物品についてもラベルによる表示を義務付けているが、それが 遵守されていない状態である。今後の適正な管理を望むものである。

- (2) 防災・原子力安全課の衛星車載局指令車(以下「車載局」という。) について
  - ① 現状

車載局は下記の【図表4.2.1】の通り、自動車に衛星通信システムを搭載したものである。災害時などに災害現場からの衛星中継を可能にする。これは、総工費約67億円を投じた平成15年度の京都府衛星通信防災情報システム整備工事の一環で、通信回線が切断された災害現場からの情報発信を目的に設置された。車載局だけで約3億円を投じ、平成17年度から運用を開始している。現地で画像や動画を撮影し、発電機(17kv)で衛星に電波を送信する。軽油200リットルで24時間の稼働ができる。市町村役場が壊滅的なダメージを受けた場合などを想定し、常に可動できる状態に置かれている。

この車載局のランニングコストは、燃料代約3万円(約280リットル)、車検代約27万円(2年に1回)、保険160万円(車両事故による機器の損害等が対象)、メンテナンス代は他の衛星システムと一緒に支出されるため内訳は不明とのことであるが、把握できた経費だけで年間180万円弱の支出が発生している。運転免許は中型自動車免許で良いので、専属の運転手は配備されていない。機器操作も専用の人間に任せてはおらず、防災・原子力安全課の人材で対応できるという。待機時はガレージに入れ、月1回機能点検を実施しているという。

実際の出動実績は、平成18年の京丹後市京丹後町間人での山崩れの時の1回のみで、偶然近くにグラウンドがあったため車載局を出動でき、民家の被害状況を映像で発信できたとのことである。この時の正確な出動記録については提示されなかった。平成24年12月現在までの7年の間、様々な災害があり、防災・原子力安全課で様々な情報が収集されたにもかかわらず、車載局は出動されていない。例えば平成24年8月の宇治川の水害では、現地の土木事務所職員が自力で写真撮影して発信。車載局は道路が寸断して入れない状況だったという。あまりにも出動実績が少ないため、逆に、どんな場面での出動を想定しているのかを質問したところ、通信回路の断たれ

た長期的な被災現場からの発信を想定しているという。

## ② 指摘事項及び意見

車載局は東日本大震災でも見られたように大規模災害時で携帯電話等一般加入回線が途絶した場合に備えて、現地から国及び全国自治体に被害状況、応援要請等を発信することにより迅速な初動体制を図るために配備されており、活用実績や経済効率のみでの議論にはなじまないことは十分理解できるが、イニシャルコスト3億円、ランニングコスト年間180万円の資産を、平成17年から現在までの7年間で1度しか利用していないことをどのように考えればよいのだろうか。

車載局は、他に被害状況を伝送する手段がない場合に災害対策本部の判断により、出動されるものではあるが、やはり経済性に疑問がある。府民一人一人が所有する携帯電話・スマートフォンが普及している状況において、府民への情報提供も含めて、車載局が効果的に活用できるよう今後の情報連絡体制について検討していく必要があると考える。

# 【図表4.2.1 車載局】



月額購読料 2,790円 137